

訴 状

平成 20 年 2 月 18 日

東京地方裁判所民事部 御中

原 告 戸 崎 貴 裕 印

〈住所。公開版のため非表示。〉（送達場所）

原 告 戸 崎 貴 裕

電話 〈公開版のため非表示。〉

〈住所。公開版のため非表示。〉

被 告 高 橋 龍 太 郎

電話 〈公開版のため非表示。〉

〈住所。公開版のため非表示。〉

株式会社 ジャパンイーエーピーシステムズ内

被 告 高 橋 尚 子

電話 〈公開版のため非表示。〉

〈住所。公開版のため非表示。〉

被 告 敷島警備保障有限会社

代表者（取締役） 三 谷 榮 治

電話 〈公開版のため非表示。〉

損害賠償等請求事件

訴訟物の価格 1,000 万円

貼用印紙額 50,000 円

請求の趣旨

- 被告高橋龍太郎、被告高橋尚子及び被告敷島警備保障有限会社は、原告に対し、連帶して、金 1000 万円及びこれに対する平成 17 年 4 月 14

日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決、並びに仮執行の宣言を求める。

### 請求の原因

#### 1 当事者

- (1) 原告は、平成12年3月1日から平成17年6月末日まで、マイクロソフト株式会社（渋谷区代々木。）の正社員であった。現在別会社の正社員であり、平成11年より肩書き住所にて一人暮らしをしている。
- (2) 被告高橋龍太郎（以下「被告龍太郎」という。）は、平成17年4月14日当時肩書き所在地において既にタカハシクリニックを開設していた医師であり、同クリニック理事長である。
- (3) 被告高橋尚子（以下「被告尚子」という。）は、平成17年4月14日当時肩書き所在地にある株式会社ジャパンイーエーピーシステムズに既に勤務していた精神保健福祉士である。
- (4) 被告敷島警備保障有限会社（以下「被告警備会社」という。）は、平成17年4月14日当時肩書き所在地において既に警備会社を経営していた有限会社である。

#### 2 不法行為

- (1) （関連事実）原告は、平成17年1月以降、特定できる人物及び複数の見知らぬ第三者による意味不明な言動、脅迫言動、つきまとい、住居侵入や車両侵入に伴ういたずらが頻繁に行われる等の執拗な迷惑行為に遭っていた（以下、「訴外迷惑行為等」という。甲21～27。経緯及び事情については準備書面(2)に記載。）。
- (2) （関連事実）原告は、準備書面(2)で経緯を示すとおり、訴外迷惑行為等が事実であるかどうかなど関係なく医師の診断のみを押し付けた当時の勤務先人事担当石渡孝一（以下「訴外石渡」という。）の

対応に疑問を感じ、平成 17 年 3 月 16 日、他の人事担当者を通じ、マイクロソフト株式会社との間で、同問題が解決するまで自己都合休職をする旨合意を得ており（甲 28～30），また、警察への相談も行っている途中であった（甲 31 及び 32）。

- (3) 被告尚子の勤務する株式会社ジャパンイーエーピーシステムズは、当時既にマイクロソフト株式会社と提携関係にあった（甲 12）。
- (4) （関連事実）訴外石渡は、当時、原告に対し、準備書面(2)及び上記(2)もしくは甲 28～30 の通り休職する方法が他にあったにもかかわらず一貫して「休むには医師の診断書を提出して休職しかありません。」という説明を行い、原告に知らせることなく被告尚子及び原告の実母への連絡を行い原告の実母に被告尚子を紹介した（甲 10）。
- (5) （関連事実）原告の実父母は宇都宮市在住であり、原告が昭和 63 年に東京都内の大学に進学し一人暮らしをはじめて以来、原告と生活を共にしたことはない。
- (6) 被告尚子は、当時原告が「見えない組織に狙われている。」「自宅と会社の自席に毒をまかれているので、出社することができない。」などと言っていた、「再三会社に退職を希望する連絡を入れている。」などといった虚偽もしくは虚偽伝聞を記載した報告書（以下、「本件報告書」という。）を原告の不知のうちに作成して被告龍太郎に交付した（甲 11。）。
- (7) 被告尚子は、本件報告書を記載及び交付するにあたり、原告に対し、いっさいの連絡及び確認を行っていない。
- (8) （関連事実）当時原告の実母は、訴外迷惑行為についていっさい事実確認を行おうとせず、原告が「目に見えない集団に追われている」と言っているなどという虚偽を言いふらし始めていた。この事実は、甲 8 等に示す複数の音声記録で原告がそのようなことをいっさい話

していないにもかかわらず、甲 8 及び甲 1 で原告の実母が一方的に「見えない集団」と言っていることから明らかである。

(9) 平成 17 年 3 月 5 日、被告尚子は、原告の不知のうちに、原告の実父母に対し、「一日も早く医者に診せてください。」と言い、被告龍太郎の経営するタカハシクリニックを紹介した（甲 10）。

(10)（関連事実）当時原告の実母は、原告に対し、訴外石渡及び被告尚子より連絡のあったことを知らせなかつたばかりか、勤務先とは連絡の取りようがない、被告龍太郎は宇都宮のかかりつけの医師に紹介してもらった、精神科だとは知らなかつたなどと虚偽を述べていた。この事実は、甲 8 及び 9 に示す音声記録から明らかである。

(11) 甲 21～27 に示した訴外迷惑行為等の記録には行為者が特定されている行為や行為の結果の記録されている映像・音声等、すなわちマイクロソフト株式会社の元同僚であった訴外鹿又が、「社会的に抹殺することもできるのよ。」「悪魔のスイッチを入れたわね。あなたは。」などと言っている音声及び通信記録、制服警察官とともに荏原中延駅交番前に現れるようになった見知らぬ人物が原告に対し「命を惜しがると、負けちゃうな。ハッハ（笑）。」などと意味不明な言動をしている映像、昼夜を問わずマンションの部屋の窓、壁、洗濯機などが叩かれている映像音声、住居侵入及び車両侵入の痕跡が連日残されている映像音声（外出前に室内の様子を撮影し施錠し帰宅開錠後に侵入痕跡が撮影できているなど。外出中に鞄が潰されたりブレーカーが何度も落とされたり冷蔵庫の飲食物にいたずらされるなどしている映像。）、車のバッテリーを新品にしても数日毎にバッテリーが上がっており、対策を施すとヒューズの位置が替えられており、同事象が複数の JAF サービス員や自動車ディーラー担当者によって確認もされている映像・音声及び伝票記録、車を運転すれば

毎回ハイビームで執拗に照らされる映像（東京都内では夜間ハイビームで走行する車が 100 台中 0 台という検証結果（TBS イブニングファイブ平成 19 年 7 月 4 日放送。）もあり、東京都内で運転する者にとってその異常さは明白である。），郵便物がくしゃくしゃに折り曲げられている映像，マンションの階段が水浸しになっていたりワックスの浮いた状態で放置されていたりマンション内が消火器の粉で充満していたりする映像，隣の部屋の住民が奇声を発したり大声で歌いだしたりする映像，といった多くの映像及び音声記録である。

(12) 警視庁での相談時（甲 31 及び 32。）においても，原告が訴外迷惑行為等について相談し，例えば住居侵入痕跡について原告が説明すると「まあ，誰かがやったのは間違いないですね。」，全般的な説明に対しても「それは十分妨害行為じゃないですか。」などという対応がなされており，訴外石渡の対応を伝えると，警視庁菅谷氏も，「ねえ。別にそんな私も病気，病気だとは思わないしね。普通にしゃべってるし，こういう問題（訴外迷惑行為等。）を除いてはね，」「あとは普通，普通でしょ。だから会社行って，働きながら解決していくてもいいと思うんですよ，私は。」（甲 31，10 頁 17 行から。）などと述べているのであり，当時原告が，客観的に見て，本件報告書や本件紹介書にあるようないかにも精神科の疾病に罹患しているような状態であったとはとうていえない。

(13) 本件報告書にあるような言動を原告が行った形跡は当時の原告の言動の数々の記録（甲 1～4, 8, 9, 23, 24, 28～32。）にもいっさいない。また，行為者の映像さえ存在する訴外迷惑行為等が「見えない組織」によるものであるはずがないことは明白であり，当時の勤務先に対して問題が解決するまで自己都合休職をする旨合意を得ていた（甲 28～30）原告が「再三会社に退職を希望」したはずがない。

- (14) よって、本件報告書には当時の原告の状態に関する明らかな虚偽もしくは虚偽伝聞が記載されている。
- (15) 被告龍太郎は、平成17年3月15日、原告の実父母と共に、事前の連絡無く、母のみが訪ねてきた風を装い原告宅を訪れ、同人に対し原告が身体的にも精神的にも不調など訴えていないにもかかわらず一方的に不眠やストレスを決め付けるような話をし、会社を休むには診断書が必要であろうからと一方的に医療による解決のみを押し付け、同被告の経営するタカハシクリニックで診察を受けければ「自律神経失調症だとかいうような名前で、例えば診断書を」交付することもできるなどと話した（甲8, 2, (1)に平成17年3月15日当日に被告龍太郎、原告及び実父母の間で交わされた全会話音声記録の反訳を示す。同音声記録は甲9-1。）。
- (16) 被告龍太郎が原告と話をしたのは、後にも先にも甲8, 2, (1)に音声記録の反訳を示す会話のみであり、同会話の音声記録から以下ア～カの事実が明らかである。
- ア 被告龍太郎によって、原告に対し、被告龍太郎が既に知りえていた被告尚子による本件報告書の記載内容や後に被告龍太郎が交付する紹介書（本書面2, (17)で述べる本件紹介書。）の記載内容についての確認はなされていない。
- イ 被告龍太郎によって、原告に対し、準備書面(2)で述べた訴外迷惑行為等の経緯についての具体的な話や確認はなされていない。
- ウ 被告龍太郎によって、甲21～27に示したような訴外迷惑行為等に関する記録の確認はなされていない。
- エ 被告龍太郎によって、原告に対し、入院などという話はいっさいなされていない。
- オ 被告龍太郎によって、原告に対し、外来治療などという話はいっ

さいなされていない。

力 被告龍太郎は、原告に対し、会社を休むには診断書が必要であろうから同人の経営するタカハシクリニックに診察に来ればどうかと話したのであり、仮に被告龍太郎が同日の会話を診察と主張するのであれば、同人の行為は原告に対する詐欺行為であり、錯誤に陥れられた原告が当時の状況を詳しく話すはずがないのであって、診察は成立しない。

- (17) にもかかわらず、被告龍太郎は、さも自らが原告に対し確認したかのように、原告が「組織に狙われている。」「会社の中にもその組織が入り込んでいるので行けない。」と言っていた、「本人外来治療を拒否しております」などという虚偽もしくは虚偽伝聞を含む紹介書（以下、「本件紹介書」という。）を原告の不知のうちに作成し、被告尚子による本件報告書とともに医療法人社団碧水会の開設する長谷川病院（東京都三鷹市。以下、「長谷川病院」という。）に対し、これも原告の不知のうちに交付した（甲 11。）。
- (18) 被告龍太郎は、平成 17 年 3 月 18 日以降、原告の不知のうちに、原告の実父母に対し、「本人には心の病だからとはっきり言って治療を受けるように説得するよう。今は妄想だけれども、幻聴が聞こえるようになってからでは遅いことが多いので、1 日でも早く。」と断定して話し、また、「病院までは警備会社に依頼して連れて行ってもらいたいなさい。」「手はずについては警備会社と話し合うように」とアドバイスをし、同人らに被告警備会社を紹介するとともに入院加療を目的とした入院先として長谷川病院を紹介した（甲 10 及び 11。）。
- (19) 準備書面(1)にて法規範及びその成立経緯を証拠とともに述べるよう、本人の同意なく精神科病院への移送を行うには、法規範上、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」

という。) 第 34 条の 1 項の移送措置 (都道府県知事による移送), 及び, 精神障害者の移送に関する事務処理基準 (以下「事務処理基準」という。) に即した手順, すなわち, 保健所への相談, 都道府県知事への連絡, 指定医による診察が必要であるか否かの都道府県職員による現地調査, 都道府県知事による指定医の指定, 同医師による診察及び直ちに入院が必要か否かの判断, 都道府県職員による移送対象者に対する移送についての説明及び不服申し立て手順の書面による通知, 移送の際の都道府県職員による同行などが予定されており, 人権に配慮し慎重な手順を定めた同基準にさえ「この移送制度の対象とならない者に本制度が適用されることのないよう, 事前調査その他の移送のための手続きを適切に行うことが重要」とある(甲 16)。

(20) 精神保健福祉法第 34 条の 1 項の移送では, 民間業者による独自の強制移送は予定されていない。このことは, 準備書面(1)で述べるとおり厚生省 (当時) 説明員による, 「都道府県知事の責任において搬送するということがまず基本でございますので, 単に業者に任せることといったことは念頭にございません」, 「手続を経ないで民間でやるというのは好ましくない」, 「好ましくないというか, やらないでほしい」といった説明から明らかである。

(21) 当然ながら, 精神保健福祉法第 34 条の 1 項の移送及び事務処理基準の対象者は, 精神障害者であるということが医学的かつ合理的に証明もしくは説明のできる人物でなければならず, 同証明もしくは説明のできないまま, 単に指定医もしくは精神科医であるという権威及び職権によって正当化されるべきでないことは, 同法規範の内在的制約とされるべきである。

(22) 当時の原告の言動を記録した映像・音声等 (甲 1~4, 8, 9, 23, 24, 28 ~ 32。) 及び上記(11)~(13)の事実からは, 当時の原告に, 判断能力

の欠如や自傷他害に至る可能性など、甲 17 で示した「医療保護入院の対象者は判断能力を欠くものに限定されるべきとする有力な解釈」及び準備書面(1)で明らかにした当時の医療水準や各法規範に照らし、医療保護入院対象とすべきであった必要性は垣間見られない。

(23) 客観的にも、本件とは別の民事事件判決において（平成 17 年(ワ)7583 号。以下「関連民事事件」という。関連民事事件及び同控訴事件については本書面 2、(36) 等でも別途述べる。），上記(22)で挙げた証拠等から当時の原告の状態が「直ちに自傷他害の事態に至るような切迫した状況であったとまでは窺われない」と認定されている。

(24) さらに原告は、当時上記(2)の通り勤務先と自己都合休職の合意を取り会社を休みながらも通常の生活を続けており、平成 17 年 4 月 13 日には訴外鹿又と交際する以前に交際していた女性（以下「訴外女性 B」という。）とドライブに出かけ映画鑑賞及び食事をするなどしていた。甲 19 に当時の領収書として、平成 17 年 4 月 5 日の外食及び買い物、同 6 日の買い物、同 7 日の外食及び買い物、同 9 日の外食、同 11 日の外食及び買い物、同 13 日の訴外女性 B と原告 2 人分の映画チケット 2 枚及び買い物の領収書を示す。

(25) 上記ドライブ及び映画鑑賞の翌日の平成 17 年 4 月 14 日、被告警備会社から派遣された男性 4 名（氏名不詳。以下、「本件拉致実行者ら」という。）は、原告の実父母と共に謀し、実父母のみが原告を訪ねて来た風を装い、原告が在宅であるかどうか不明であるにもかかわらず大声を出したりドアを叩いたり呼び鈴を鳴らし続けるなどして一方的に騒ぎ立て、原告の住居のチェーンキーを破壊し、原告の住居に不法侵入し、原告の冷静な問いをはぐらかし、原告の退去要求を無視し、原告の冷静な対応にもかかわらず有無を言わせず原告を羽交

い絞めにし、一方的に騒ぎながら不必要な有形力を持って原告に出血を伴う負傷を負わせつつ階段を引き摺り下ろし、声が出ないよう原告の首を絞め、その後、原告をワンボックス車両に無理やり押し込み、全員が同乗し、原告を車内中央に監禁したまま、原告の住居（肩書き所在地。）前の路上から長谷川病院まで走行した。同一連の行為を以下、「本件拉致」という。甲号証として、住居侵入時の映像（甲1）、拉致時の映像（甲2）、実父母のみが尋ねてきた風を装い騒ぎ立てている場面から拉致実行までの全音声記録（甲3）、甲3の反訳（甲4）、切断されたチェーンキーの画像（甲5）、本件拉致時原告の着衣に飛散した血痕の画像（甲6）を提出する。

- (26) 本件拉致実行者らは、長谷川病院敷地内においても原告の周囲を固めるようにして原告の行動を制限した。
- (27) （関連事実）本件拉致については、関連民事事件において「様態に穏当さを欠くと評価されてもやむを得ない行為」とされ、本件拉致を指示したとされた原告の実父母の行為が違法行為と認定されている。
- (28) 被告龍太郎の紹介した長谷川病院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第34条の1項の移送措置が対象とする病院として東京都知事の指定する病院ではない。このことは甲33及び34の東京都衛生局への問合せ時音声及び反訳から明らかであるし、関連民事事件において長谷川病院の認められた事実でもある。
- (29) （関連事実）長谷川病院の宮内茂医師は、本件拉致と同日、本件紹介書及び本件報告書の内容を原告に対しいっさい明らかにせず、準備書面(2)で述べた経緯についての確認、訴外迷惑行為等に関する具体的な話や事実確認をいっさいしないまま、すなわちなにをもって

精神科の疾病症状と断定できるのかの説明がいっさいできないまま有無を言わせず原告に対する医療保護入院措置を即時決定し、長谷川病院は、同日から平成17年6月24日までの72日の間に渡り原告を同病院の閉鎖病棟に入院させる措置を取り（以下、「本件強制入院」という。）、閉鎖病棟内において、原告と医師との1対1の会話できえ音声記録を一切認めなかった。

(30) 本件紹介書及び本件報告書の内容は、関連民事事件で明らかにされるまで長谷川病院医師らによって隠され続け、非開示理由は原告の追及に応じその都度変わるといった対応であった。この事実は甲8, 2, (5)～(7)に示す原告と長谷川病院医師らとの音声記録から明らかであるし、開示しなかった事実は関連民事事件において長谷川病院が認めている。

(31)（関連事実）長谷川病院の医師らは、現在に至るまで、原告が当時精神科の疾病に罹患していたとする医学的もしくは合理的立証もしくは説明、同人らが原告に対して下した診断が診断根拠に即しているかどうかの説明及び強制的な入院の必要性があったとする説明、すなわちなにをもって精神科の疾病症状と断定し強制的に入院させたのかの説明がいっさいできず、結局、本件強制入院中の担当医であった川原達二医師は、「で、あなたの場合は、そういう意味ではその、微妙なのね。だから、明らかな、その精神病症状が、だから、わかんないのよ。その、妄想なかどうか、なのか、がね。」（甲8, 38頁4行。）などと述べるなどし、同じ訴外迷惑行為等を主張し続けている原告に対し「現時点での精神科の病名にあたるものがあるかどうかは不明である。したがって、継続的な治療は必要としない。」とする診断書を交付した（甲15に同診断書を示す。）。

(32) 同じ訴外迷惑行為等を主張し続けている原告に対し、長谷川病院医

師らがなにをもって精神科の疾病であると断定したのかの説明がで  
きず診断基準に即した説明さえできず結局「現時点で精神科の病名  
にあたるものがあるかどうかは不明である。したがって、継続的な  
治療は必要としない。」とする診断書を交付した事実は(甲8及び15。),  
はじめから精神科の疾病を断定し精神科の治療を強制するに足る医  
学的もしくは合理的な理由の説明ができなかつたという事実の証明  
である。

- (33) よって、現在まで、訴外迷惑行為等について客観的映像・音声記録  
が存在しかつ精神科の疾病症状とはいえないとする診断書が存在す  
る一方で、訴外迷惑行為等が現実には起こっていない精神科の疾病  
症状であると合理的に証明もしくは説明した者は一人もおらず、か  
つ同行為等が精神科の疾病症状であると医学的もしくは合理的に証  
明もしくは説明のできた医師は一人もいない。
- (34) 本件強制入院後、被告龍太郎は、原告による度重なる問い合わせに  
対し真摯に応じようとせずまたは応じず、真実の究明を妨害してい  
る(甲12, 13)。
- (35) 本件強制入院後、原告は、被告尚子の勤務する株式会社ジャパンイ  
ーエーピーシステムズに対して度重なる問い合わせを行ったが、同  
社及び被告尚子より本件報告書に関する事実関係はいっさい明ら  
かにされず、「弊社は医療機関ではございませんので、利用目的を終え  
た個人情報のデータは消去しております。」などといった対応であり、  
真実の究明が妨害されている(甲12)。
- (36) (関連事実) 関連民事事件及び同控訴事件(平成19年(ネ)第185  
号。)における原告の訴えの要旨は、なにをもって精神科の疾病と断  
定できたのか誰一人として説明できず、訴外迷惑行為等について誰  
一人として事実確認しようとせず、急遽一方的かつ即日中に本件拉

致、診断及び医療保護入院決定が行われ、かつ診断根拠の説明がなく診断が医療水準を満たしておらず、結局担当医がはじめから疾病症状かどうか判らないなどとしたのであるから、原告は、同事件の被告ら（被控訴人ら。）である原告の実父母及び長谷川病院医師らの故意または過失によって不当に精神病歴を付され損害を被ったという要旨であるが、関連民事事件の判決及び同控訴審判決では、長谷川病院医師らの診断が診断基準に即しているかどうか、診断根拠の説明ができているかどうかについて判断しない、すなわち同医師らの判断が医学的に正当であるかどうかについていっさい判断しない一方で、原告の訴えの要旨を「精神科の疾病に罹患していないにもかかわらず」と主張していると曲解し、原告に対し不当な証明責任を負わせる判決理由を展開した（同曲解によって、医療側が精神科の疾病症状であったという証明もしくは説明がいっさいできないにもかかわらず、原告が精神科の疾病ではなかったとの証明をしなければならないという不当な証明責任が生じる。）。

(37) (関連事実) 関連民事事件の控訴審判決では、同事件の被告であつた原告の実父母が本件被告龍太郎によって「今は妄想だけれども、幻聴が聞こえるようになってからでは遅いことが多いので」とアドバイスされたと主張したのに対し(甲10)、同アドバイスを「幻覚症状がみられるが、幻聴がみられるようになると、治療に困難を来たすので、」と改ざんして認定し、判決理由文のみからはさも当時原告が精神科の疾病症状を患っていたかのように同判決理由における事実を構成した。

(38) 上記(36)及び(37)から、関連民事事件及び同控訴事件においては、長谷川病院医師らの医療行為が診断基準等当時の医療水準に即していたかなど医学的正当性についての審理及び判断がいっさいなされ

ず、原告の主張は曲解され、不当な証明責任の転換がなされ、当時原告が精神科の疾病に罹患していたとする理由展開に都合のよい事実改ざんまでなされたこととなる。

### 3 被告らの責任

- (1) 被告龍太郎の、原告に対し、本件報告書及び本件紹介書記載内容をいっさい知らせず確認せず、かつ、訴外迷惑行為等の経緯、事情や映像音声記録についてなんら事実確認を行わなかつた不作為をもって、すなわち訴外迷惑行為等が事実であるかどうかに関係なく精神科の疾病を断定した行為は、精神科医という地位及び職権を濫用した故意もしくは明らかな過失である。
- (2) 被告龍太郎による本件拉致に関するアドバイスは、準備書面（1）で述べる各法規範に違反する教唆である（以下「本件教唆」という。）。すなわち本件教唆は、精神保健福祉法第34条（都道府県知事による移送。）、精神障害者の移送に関する事務処理基準（以下「事務処理基準」という。）並びに当時形成されていた社会規範といった法規範で予定された手続きを無視した違法行為の教唆であり、同法規範等に著しく違反する行為ひいては刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）の定める逮捕監禁罪（第二百二十条）等の構成要件に相当する犯罪行為の教唆である。
- (3) 甲7に被告龍太郎の略歴を示すとおり、平成2年には既に精神科医としてタカハシクリニック院長であった被告龍太郎が、準備書面（1）で述べる各種規範を熟知していたであろう事は、同人の研鑽義務として当然に期待される。
- (4) よって各法規範に反した本件教唆は被告龍太郎の故意であり、過失であったと認めるに足る理由は無い。
- (5) 被告龍太郎は、本書面2、(34)の通り、原告の真偽確認に応じず本

件紹介書や本件教唆に関する説明責任を果たしていない。

- (6) 以上から、被告龍太郎には、医師として期待される注意義務、説明義務、及び研鑽義務を怠り、精神科医という地位及び職権を濫用し、各種規範に著しく違反した教唆を行った故意もしくは過失が認められるから、被告龍太郎は、同故意もしくは過失によって原告に生じた損害の賠償責任を負う。
- (7) 被告尚子の、本件報告書記載内容をいっさい原告に知らせず確認しなかった不作為をもってさも当時原告が精神科の疾病に罹患していたかのような内容の本件報告書を交付した行為は、精神保健福祉士という職権を濫用した故意もしくは明らかな過失である。
- (8) 同故意または過失は、本件教唆及、本件拉致及び本件強制入院を現実のものとした重要な要素であるから、被告尚子は、同過失または故意によって原告に生じた損害の賠償責任を負う。
- (9) 被告警備会社より派遣された本件拉致実行者らは、冷静に対応している原告に対し、一方的に騒ぎ立て、不必要的有形力を持って、刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）の定める住居侵入罪（第二百三十条）、器物損壊罪（第二百六十一条。故意にチェーンキーを破壊している。）、傷害罪（第二百四条。もしくは第二百六条の現場助勢もしくは第二百七条の同時傷害。原告に出血を伴う負傷を負わせている。）及び逮捕監禁罪（第二百二十条）の構成要件に相当する様態で拉致及び軟禁を行ったのであり、また、本件拉致の目的が精神科病院への強制移送であったことから、準備書面（1）で述べる各種規範で予定された手続きに反した不法行為を行ったことが明白である。
- (10) 本件拉致実行者らの過失または故意については、使用者責任により（民法715条）、被告警備会社が、原告に対し、同過失または故意

により発生した損害の賠償責任を負う。

(11) 以上から、被告らによるそれぞれの故意もしくは過失が連續した不法行為を形成することは明白であり、被告らは連帯して、原告に対し、同人らの故意または過失により発生した損害の賠償責任を負う。

#### 4 損害

被告らの一連の不法行為により、原告の身体的自由、並びに原告の社会的信用及び評価は侵害され、名誉は毀損され、精神的苦痛が与えられた。さらには、被告らの不誠実な対応によって、本件に関する真実の究明が妨害され、原告自身による損害回復が妨げられ、訴訟にまで至られた原告の負担は大きい。

以下、被告らが原告に与えた損害の程度を明らかにする。

(1) 準備書面(1)で詳しく述べた各種規範で予定された手続きを経ていれば、原告の状態、生活状況や訴外迷惑行為等に関し、慎重を期した、反社会性の無い公正な確認、及び公正かつ十分な事実確認が尽くされ、原告もそれに応じ、当時十分確認可能であった客観的事実について確認を求め、また、事実確認のなされていない本件報告書及び本件紹介書の虚偽及び虚偽伝聞を指摘、立証するなどの機会を与えていたことが十分に期待されるが、原告はそのいっさいの機会を奪われたのであり、奪われた機会は原告の損害である。

(2) 同機会の損失により、訴外迷惑行為等が事実であるかどうかに係なく、すなわち客観的には事実かどうか不明であるというだけの段階において精神科の疾病を断定した被告らの行為は、原告の人格権に対する侵害であり原告の名誉を毀損するものである。

(3) 虚偽及び虚偽伝聞を含む本件報告書及び本件紹介書の存在は、原告の人格権、社会的信用及び評価、並びに名誉に対する著しい損害で

ある。

- (4) 本書面 2, (31)～(33)等の通り, はじめから誰一人として, なにをもって精神科の疾病と断定できるのかの説明, ましてや精神科の治療を強制するに足るという医学的もしくは合理的説明ができなかつたという事実の証明があり, よって当時の原告が不当に精神障害者の烙印を押されたことは明らかであり, このことは, 原告の社会的信用及び評価を侵害し, 名誉を著しく毀損するものである。
- (5) 原告は, 法規範上予定された手続きを経ずに, いっさい事情を知られないまま有無を言わせない不必要な有形力を持って急遽一方的に拉致され負傷まで負わされ車両内に監禁され移送されたのであり, このことは原告の身体的自由及び身体に対する著しい侵害である。
- (6) 本件拉致によって長谷川病院に強制移送されたことにより, 原告は, 音声もしくは映像記録をいっさい行えない状況, すなわち平成 17 年 4 月 14 日に長谷川病院内において事情確認ましてや診察などなされず入院が決定されたといった事実を証明する術を封じられた状況に置かれたのであり, 本件拉致は本件強制入院の真実を隠蔽する結果となり, 原告自身による名誉の回復（関連民事事件における原告の主張の証明など。）を妨げたのであって, このことは原告の人格権及び名誉に対する著しい侵害であり, 機会の損失である。
- (7) 本件拉致及び本件強制入院によって一時的にせよ訴外迷惑行為等が精神科の疾症状状であるとして隠蔽されたため, 原告が訴外迷惑行為等について告発を行ったことを理由に原告は訴外石渡より自主退職を迫られ, 原告は平成 17 年 6 月末日をもってマイクロソフト株式会社を自主退職せざるを得なかった。
- (8) 同退職により, 原告は正社員としての地位と収入（平成 16 年度の年収は, 金 9,148,153 円（甲 35）。）を失い, 平成 18 年 8 月 7 日に再

就職して収入を得るまでの間、関連民事事件の訴訟を含めた事実関係の調査、すなわち被告龍太郎の教唆内容、本件報告書及び本件紹介書の記載内容や交付の経緯等の調査に、1年3ヶ月と23日を費やしたのであり、同期間（15ヶ月とする。）の経済的損失は、以下の計算式から、金11,435,191円である。

$$9,148,153 \times (15/12 \text{ヶ月}) = 11,435,191 \text{ (小数点以下切捨て。)}$$

- (9) 以上の損害が、被告尚子による本件報告書交付、被告龍太郎による本件紹介書交付及び本件教唆、並びに被告警備会社より派遣された男性4名による本件拉致実行という連續した不法行為によってたらされたことは明らかである。
- (10) 本件被告らについては、これら損害の回復及び慰謝に、金1,000万円をもって相当とする。

## 5 本件審理についての要望

本件審理においては、本書面2、(36)～(38)で述べた関連民事事件及び同控訴事件のように、医療側が精神科の疾病症状であったという証明もしくは説明がいっさいできないにもかかわらず原告が精神科の疾病ではなかったとの証明をしなければならないという不当な証明責任を負わせたり、ましてや主張された事実を改ざんしたりするなどの不正が行われることのないよう審理、判断及び判決を行っていただきたい。

## 6 まとめ

被告龍太郎、同尚子及び同警備会社は、故意または過失により各種法規範で予定された手続きを逸脱した一方的かつ反社会的な一連の不法行為を行い、殊に被告龍太郎及び同尚子においてはその地位及び職権を濫用し、原告に対し、身体的自由に対する損害、社会的地位に対する損害、経済的損害、精神的損害、及び人格権に対する損害を与え、さらには同不法行為に関連する事実を隠蔽し原告自身による損害回復を妨げた。よ

って被告らが不法行為によって原告に与えた損害の賠償を求めるものである。

#### 証拠方法

- 1 別途、証拠説明書(1)及び証拠説明書(2)を提出する。
- 2 その余は、必要に応じて提出する。

#### 付属書類等

- 1 法人登記簿謄本（敷島警備保障有限会社） 1通
- 2 証拠説明書(1) 4部
- 3 証拠説明書(2)～甲号証DVDの収録内容及び操作説明書～ 4部
- 4 証拠説明書(3)～甲21号証証拠説明書～ 4部
- 5 甲号証証拠DVD1～3(DVD媒体3枚) 各4枚
- 6 甲1～38号証（証拠説明書(1)の通り。） 各4部
- 7 準備書面(1)  
～被告らの責任を明らかにするための法規範的根拠～ 4部
- 8 準備書面(2)訴外迷惑行為等の事情と経緯 4部
- 9 その余は、必要に応じて提出する。

以上